

大適発15号
令和6年6月1日

事業者 殿

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
(一般社団法人大阪府トラック協会)
本部長 中川才助

令和6年度「安全性優良事業所支局長表彰」について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成26年度より大阪運輸支局において、「貨物自動車の輸送の安全」について長期間に渡って安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている安全性優良事業所に対し、表彰制度が実施されております。

つきましては、各事業者において、表彰基準を満たす事業所におかれましては、別紙「申請書類」に必要書類を添付のうえ、令和6年7月22日(月)から7月26日(金)までに当実施機関(当協会適正化事業部)まで申請いただきますよう、お願い申し上げます。

記

申請期間 令和6年7月22日(月)から令和6年7月26日(金)

申請方法 郵送での申請受付(令和6年7月26日(金)必着)

郵送の際は一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便(信書用宅配便)など荷物追跡が可能な方法で発送してください。

対象事業所 認定を**連続して10年以上**受けている事業所

最新の認定証番号

239****(6) 209****(5) 229****(5) 239****(5) 209****(4) 219****(4)
229****(4) 239****(4) 209****(3) 219****(3) 229****(3)

※229****(3)は令和6年度をもって、認定期間が10年となりました。

以上11種類の番号の認定証をお持ちの事業所が対象となります。

<申請先・お問い合わせ先>

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
一般社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部
TEL. 06-6965-4024 / FAX. 06-6965-1902
※資料は大ト協HPからダウンロードできます。

安全性優良事業所近畿運輸局『大阪運輸支局長表彰』審査基準

1. 近畿運輸局大阪運輸支局管内において、貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けて事業を営んでいる者の事業所であること。
2. 全国貨物自動車運送適正化実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業(以下「Gマーク事業」という。)による**安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所**であること。
3. **表彰日の直前3年間について、近畿運輸局大阪運輸支局の管内で第1当事者としての事故**(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から14号に規定する事故をいう。以下同じ。)**又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所(管内の他の事業所を含む。)**であること。
4. **表彰日の直前1年間について、近畿運輸局大阪運輸支局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所(管内の他の事業所を含む。)**であること。
5. 交通事故防止会議、安全衛生委員会(交通事故防止の内容が含まれるものに限る。)、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、**定期的な運転者教育が行われている事業所**であること。
6. **デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置される車両の90%以上に装着されている事業所**であり、その効果をドライバー教育等(運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など)に反映させている事業所であること。
7. Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。
8. 原則として一般社団法人大阪府トラック協会の推薦を受けたものであること。
審査の基準日は、令和6年4月1日とする(ただし、3. 4. の事項を除く)。
ただし、事業者(事業所)は、審査基準日以降表彰の日までの間においても、審査基準を満たしている又は満たさないおそれがないものとする。

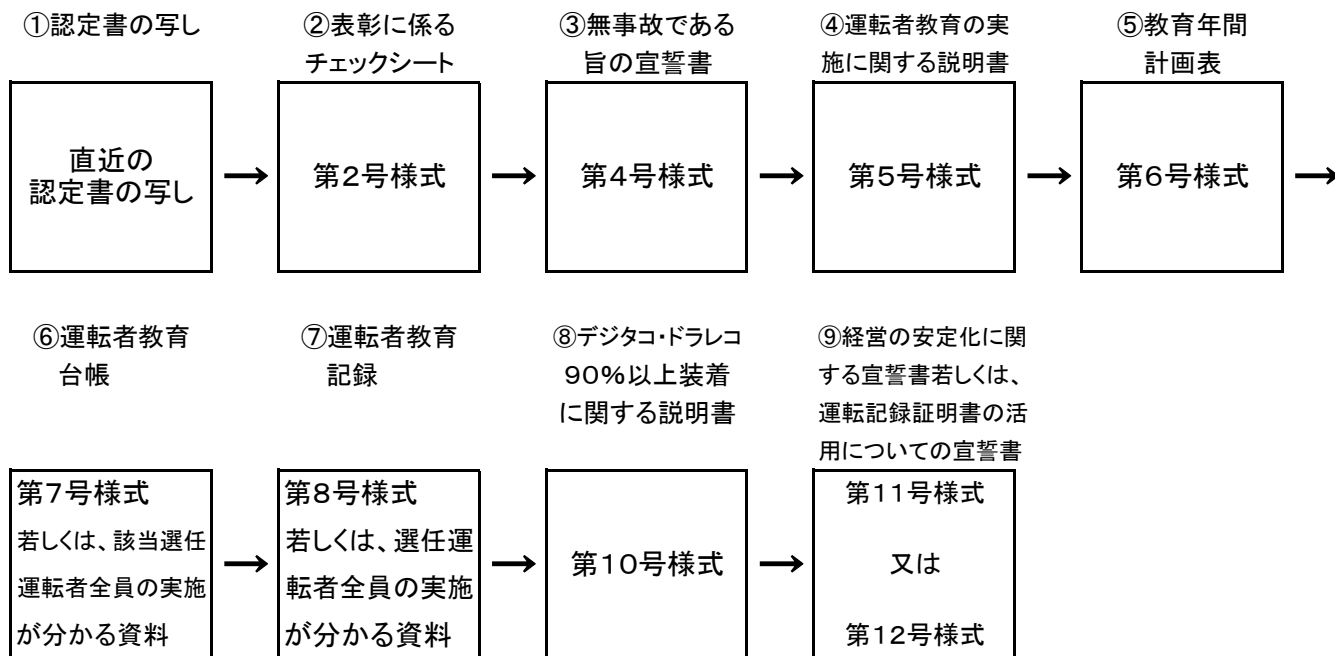
安全性優良事業所『大阪運輸支局長表彰』に係る提出必要書類

安全性優良事業所支局長表彰に係る提出書類の様式は次のとおりとする。

- ① 表彰に係るチェックシート …………… 第2号様式
- ② 無事故である旨の宣誓書 …………… 第4号様式
- ③ 運転者教育の実施に関する説明書 …………… 第5号様式
- ④ 年間計画表 …………… 第6号様式
- ⑤ 運転者教育台帳 …………… 第7号様式
- ⑥ 運転者教育記録 …………… 第8号様式
- ⑦ デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーの装着
に関する説明書 …………… 第10号様式
- ⑧ 経営の安定化に関する宣誓書 …………… 第11号様式
- ⑨ 運転記録証明書の活用についての宣誓書 …………… 第12号様式

現に当該事業所において使用しているものが、前条の様式と同様の内容を含むものである場合は、その写しをもってこれらの様式に定める書類とすることができる。

提出資料の作成方法



《その他注意事項》

書類の提出は郵送で3部お願いします。

郵送の際は一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス、信書便(信書用宅配便)など荷物追跡が可能な方法で発送してください。

【送り先】〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 (一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 宛

・提出書類は**クリップ止め**又は**輪ゴム止め**(パンチ穴やホッチキス止めは受理できません)**A4サイズに統一**してください。返却はいたしません。

・**宣誓書・説明書の日付**については、**提出日を記載**して下さい。

・上記⑥第7号様式については、基準日が令和6年4月1日現在で該当選任運転者(雇入れ1年以内の初任運転者、65歳以上の高齢運転者)の全員に実施されている書類になります。

教育時の資料も添付してください。

・上記⑦第8号様式については、選任運転者全員に実施されていることが分かる、**令和5年度中の1回分の記録**を提出して下さい。**教育時の資料も添付してください。**

・上記⑧第10号様式については、**デジタコ又はドラレコ又は併用型で装着率が90%以上になる式**を記入して下さい。

例1)全車両数10台、内デジタコだけの装着車両数8台、デジタコ・ドラレコ併用装置の装着車両数1台

$$(8台+1台) \div 10台 \times 100 = 90\% \Rightarrow \text{申請OK}$$

例2)全車両数11台、内デジタコだけの装着車両数3台、ドラレコだけの装着車両数5台、併用装置の装着車両数1台

$$(3台+5台+1台) \div 11台 \times 100 = \approx 81.8\% \Rightarrow \text{申請不可}$$

・上記⑨については、第11号様式又は第12号様式の**どちらか1つを提出**して下さい。

・上記⑨第12号様式については、1年間に選任運転者の3割以上又は、3年間に選任運転者全員に対して行った旨の宣誓書の**どちらか1つを提出**して下さい。

・現に当該事業所において使用しているものが上記様式と同様の内容を含むものである場合は、その写しをもって、これらの様式に定める書類とすることができます。